

広島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和六年六月六日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近柳国字箕越一〇七四二番一地从先から 東広島市黒瀬町宗近柳国字箕越一〇七四二番二地从先まで	令和六年五月二十三日
	東広島市黒瀬町宗近柳国字箕越一〇七三九番一地从先から 東広島市黒瀬町宗近柳国字箕越一〇七三五番四七地从先まで	